

●香川県告示第176号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成29年5月30日から施行する。

平成29年5月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮設小屋を設置し、<u>天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</u></p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、<u>1人1日当たり320円以内とする。</u></p> <p>エ <u>高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。</u></p> <p>オ <u>避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設</u></p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を<u>得難い</u>ときは、野外に仮設小屋を設置し、<u>又は天幕の設営により実施するものとする。</u></p> <p>ウ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、<u>次の額の範囲内とする。</u></p> <p><u>ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</u></p> <p><u>(基本額)</u></p> <p><u>避難所設置費 1人1日当たり320円</u></p> <p><u>(加算額)</u></p> <p><u>冬季（10月1日から3月31日までの間をいう。）については、別に定める額を加算する。</u></p>

の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

カ 略

(2) 略

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し、又は供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型仮設住宅

(ア) 建設型仮設住宅の設置は、公有地の利用を原則とするが、適当な公有地を利用することが困難なときは、民有地を利用することができるものとする。

(イ) 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内とする。

(ウ) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できるものとする。この場合において、建設型仮設住宅の設置戸数は、被災者に供与される福祉仮設住宅の部屋数とする。

(オ) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(カ) 建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期

エ 略

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、266万円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のために支出する費用は、イの規定にかかわらず、別に定めるところによる。

エ 高齢者等であって日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上に供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。この場合において、応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに供与することができるものとする。

カ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

キ 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までと

限までとする。

(キ) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。

(ウ) 借上型仮設住宅を供与する期間は、ア(カ)と同様の期間とする。

2 略

(1) 略

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,130円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 略

3 略

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

する。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。

イ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(2) 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア～エ 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	略

イ 略

(4) 略

4 略

(1) 略

ア 略

イ 医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行う。

ウ～オ 略

(2) 略

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。

ア～エ 略

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	略

イ 略

(4) 略

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 略

イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行う。

ウ～オ 略

(2) 助産

ア・イ 略

ウ 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は当該地域における慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 略

5 略

6 略

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり574,000円以内とする。

(3) 略

7 略

(1) 略

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 生業に必要な資金として貸し付けることができる金額は、次の額以内とする。

ア・イ 略

(4)～(6) 略

8 略

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア～ウ 略

ア・イ 略

ウ 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は当該地域における慣行料金の2割引以内の額とする。

エ 略

5 略

6 被災した住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物により行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。

(3) 略

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 略

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 生業に必要な資金として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。

ア・イ 略

(4)～(6) 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。

ア～ウ 略

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,400円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

(4) 略

9 略

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については210,200円以内、12歳未満の者については168,100円以内とする。

(4) 略

10 略

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2)・(3) 略

11 略

(1)・(2) 略

(3) 検案は、原則として救護班において行うものとする。

(4) 略

ア・イ 略

ウ 救護班において検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 略

12 略

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力によっては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他

(3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 略

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり 4,300円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

(4) 略

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理の程度において行うものとする。

(2) 略

(3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については210,400円以内、12歳未満の者については168,300円以内とする。

(4) 略

10 死体の搜索

(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状態から既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

(2)・(3) 略

11 死体の処理

(1)・(2) 略

(3) 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

(4) 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによるものとする。

ア・イ 略

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力によっては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他

障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,100円以内とする。

(3) 略

13 略

(1) 略

ア 被災者の避難に係る支援

イ～キ 略

(2)・(3) 略

第2 略

1 略

(1) 略

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,200円以内

イ 略

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,700円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,500円以内

オ・カ 略

キ 左官 1人1日当たり 21,600円以内

ク とび職 1人1日当たり 21,400円以内

(2)・(3) 略

2 略

障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。

(3) 略

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、次に掲げる場合に支出する。

ア 被災者の避難

イ～キ 略

(2)・(3) 略

第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度

1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,100円以内

イ 略

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,600円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,600円以内

オ・カ 略

キ 左官 1人1日当たり 20,800円以内

ク とび職 1人1日当たり 20,600円以内

(2)・(3) 略

2 略